

## 新潟工科大学における公的研究費の不正防止に関する内規

(平成19年11月1日学長裁定)

### (目的)

第1条 この内規は、新潟工科大学(以下「本学」という。)における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、本学で扱う文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく研究費をいう。
- (2) 「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- (3) 「不正行為」とは、公的研究費に係る研究活動又はその成果の発表の過程において次の各号のいずれかに該当する行為(悪意のない誤り及び意見の相違によると見なされるものを除く。)をいう。

ア ねつ造

存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

イ 改ざん

研究資料、機器及び研究過程を不正に変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

- (4) 「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及びその他の法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- (5) 「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究者である。

### (法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについて、本学の規程、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並びに交付等の際の条件(以下「法令等」という。)を遵守しなければならない。

- 2 公的研究費を獲得した全ての研究者は、その交付に係る契約を締結するとき又は交付申請を行うときは、前項の法令等を遵守し、交付された公的研究費を適正に使用することを誓約した書面(様式1)を最高管理責任者に提出しなければならない。また、本学以外の研究機関等において、公的研究費に係る研究分担者となる場合も同様とする。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理が行えるように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、常務会において審議を主導し、実施状況や効果等について議論を深める。
- 4 最高管理責任者は、研究者等に対し、自ら不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般（以下「啓発活動」という。）を定期的に行う。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、副学長（研究・産学連携担当）をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な不正防止対策（不正防止計画、不正行為を理解させることを目的として実施する教育（以下「コンプライアンス教育」という。）及び啓発活動等の実施計画を含む）を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
  - (1) 研究費の不正防止に関する具体策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。
  - (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(公的研究費の事務)

第7条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費の申請等に関する事務、公的研究費の予算執行及び経理に関する事務を総務課に委任する。

- 2 公的研究費に関する機関内外からの申請等手続き、執行ルール及び経理手続きに関する相談窓口を総務課に設置する。
- 3 総務課は、公的研究費の執行ルール等を研究者等に対して分かりやすい形で周知する。

4 総務課は、効率的かつ適正な予算執行の管理を行うとともに、研究者等に対して公的研究費の使用に関する助言を適宜行う。

(不正防止への取組み)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理し、不正行為及び不正使用を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を作成し、その進捗管理に努めなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会の開催その他適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。また、研究者等に対して、公的研究費の執行ルール及びコンプライアンス教育等に関する理解度の調査又はヒアリングを実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究者と取引業者との癒着を防止するため、公的研究費の執行に関する取引がある業者から、不正、不適切な契約を行わないことを誓約した書面（様式2）を提出させ、癒着防止のための措置を講ずるものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育にとどまらず、研究者等に対して、不正根絶に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、継続的な啓発活動を実施する。

5 公的研究費に関する不正行為及び不正使用については、その疑いも含め、最高管理責任者の責任において、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切な処理を行うものとする。

(不正防止委員会)

第9条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、統括管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署とし、不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長（研究・産学連携担当）
- (2) 副学長（教育・学生支援担当）
- (3) 専攻長（博士後期課程）
- (4) 専攻長（博士前期課程）
- (5) 工学科長
- (6) 事務局長
- (7) 総務課長

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は、副学長（研究・産学連携担当）をもって充てる。

5 委員会は、不正防止計画の推進にあたり、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握と検証に関すること。
- (2) 不正を発生させる要因に対する改善策を講ずること。
- (3) 行動規範の策定等に関すること。
- (4) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。

6 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

- 7 委員会は、監事との連携を強化し、必要な情報共有等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(不正調査委員会)

第 10 条 第 8 条第 5 項に規定する調査を実施するために、事案毎に不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 最高管理責任者が指名する教職員 若干名
- (2) 本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない学外の弁護士又は公認会計士等 若干名

- 3 調査委員会に委員長を置く。

- 4 委員長は、最高管理責任者が第 2 項第 1 号の委員のうちから指名する。

- 5 調査委員会は、対象となる事案に関して、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) 研究の不正行為及び不正使用の疑義に関する予備調査及び本調査を行うこと。
- (2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること。
- (3) その他対象となる事案に関する必要なこと。

- 6 調査委員会は、調査を行うにあたり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。

- 7 調査委員会は、調査終了後、速やかに結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 8 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

- 9 調査方法等については別に定める。

(通報窓口及び秘密保持)

第 11 条 公的研究費における被通報者の不正行為、不正使用に関する通報（告発を含む。）に対応するための受付窓口を設置し、総務課長が担当する。

- 2 通報の方法は、電子メール、書面、電話、ファックス、面談の何れかによるものとする。

- 3 総務課長は、調査の申立てを受けたときは、速やかにその旨をコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者を経て、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 4 総務課長は、速やかに当該申立てを受領した旨を、当該申立者（以下「通報者」という。）に通知するとともに、通報者が特定されないように適切な措置を講ずるものとする。

- 5 通報窓口へ寄せられた不正行為、不正使用に関する通報を知る立場にある者は、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないように秘密保持を徹底するものとする。

(予備調査)

第 12 条 最高管理責任者は、前条の通報を受けたときには、調査委員会を設置し、調査委員会は、当該申立内容の合理性、調査の可能性等について予備的調査を実施する。

- 2 調査委員会は、調査委員会の設置から 15 日以内に、当該事案について本格的調査を実施するかどうかを、最高管理責任者に報告する。

- 3 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に、通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を関係機関に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の結果を通報者並びに被通報者に通知する。
- 5 最高管理責任者は、本格的調査の実施を決定した場合には、公的研究費の配分機関に対して、その旨を通知するとともに、被通報者に対して、調査対象となる公的研究費の支出を停止することができるものとする。

(本調査の事実認定及び措置)

第13条 前条で本格的調査の実施を決定した場合には、調査委員会は調査開始後(予備調査も含む。)概ね180日以内に、調査結果に基づき、不正行為及び不正使用の有無を認定し、最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その調査結果を通報者並びに被通報者に通知する。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の配分機関に対し、原則として、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正防止要因、被通報者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を書面にて報告しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を書面にて提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、公的研究費の配分機関に報告しなければならない。
- 5 前項のほか、公的研究費の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を書面にて提出しなければならない。また、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、配分機関から不正行為及び不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、被通報者に当該額を返還させるものとする。
- 7 最高管理責任者は、被通報者に不正行為及び不正使用の事実があると決定した場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 被通報者に対して、不正行為及び不正使用と認定された研究活動の停止命令を行うこと。
  - (2) 不正行為及び不正使用と認定された研究活動に係る研究成果等については、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な措置を講ずること。
  - (3) 本学就業規則及び職員懲戒規程に基づき、懲戒処分の手続きを行うこと。
  - (4) 取引業者が、不正行為及び不正使用に関与している場合には、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に準じて、取引停止等の措置を講ずること。
- 8 最高管理責任者は、被通報者に不正行為及び不正使用の事実がないと確認した場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を講ずること。
  - (2) 通報者が学内関係者で、不正行為及び不正使用の疑いが存在する合理的な証拠がないと知りながら申立てしたことが明らかである場合には、本学就業規則及び職員懲戒規程に基づき、懲戒処分の手続きを行うこと。

(不服申立て)

第14条 被通報者及び学内関係者の通報者は、前条第1項の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、調査結果の通知日から14日以内に不服の申立てを行うことができるものとする。

- 2 不服申立ての審査は調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公平性に関するものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができるものとする。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、速やかに当該事案の再調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び公的研究費の配分機関に通知する。

#### (調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、不正行為及び不正使用の事実があると認定したときは、合理的な理由により不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合における公表内容は、氏名の公表を基本とし、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認めた場合を除き、公表するものとする。

- 2 不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。
- 3 不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為等が無かった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

#### (監査制度)

第16条 最高管理責任者は、公的研究費のモニタリング及び監査を行うために、内部監査部門を置き、総務課が担当する。

- 2 内部監査部門は、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況等やモニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について、毎年度、意見交換を行う。
- 3 内部監査部門は、新潟工科大学における公的研究費の内部監査マニュアルに基づき、会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対する確認の他、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するとともに、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。
- 4 内部監査部門は、不正が発生する要因を分析したうえで、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、次の各号に掲げる手法にて、リスクアプローチ監査を実施する。
  - (1) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでのヒアリング
  - (2) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてのヒアリング
  - (3) 納品後の物品等の現物確認
  - (4) 取引業者の帳簿との突合せ

(5) 本学における不正防止対策について研究者等の理解度の把握

- 5 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、その結果を統括管理責任者を通じて、委員会において報告する。
- 6 委員会は、監査結果に基づく公的研究費の運営及び管理の見直しを行い、必要に応じて、関係者に改善を指導する。
- 7 内部監査部門は、前項の改善指導の確認を含め、再度監査を実施する。

(監事の役割)

- 第17条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を常務会において毎年度報告し、意見を述べる。
- 2 監事は、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(雑則)

第18条 この内規に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成19年11月1日制定)

この内規は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月28日一部改正)

この内規は、平成20年10月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月31日一部改正)

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月29日一部改正)

この内規は、平成27年1月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年11月25日一部改正)

この内規は、平成27年11月25日から施行する。

附 則 (平成29年5月9日一部改正)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日一部改正)

この内規は、令和4年3月23日から施行する。